

資料 4

自治会統合へ向けた支援策

1. 自治会統合の基本的な考え方

今後、共生・協働で進めるまちづくりを推進していく中で、新しい地域づくり活動の創出に向けた取り組み及び仕組みづくりは必要不可欠であり、その中でも町内自治会は、地域づくり活動の核となる組織として位置づけている。

しかしながら、自治会によっては、事業計画や役員の選出など明記した規約等も必要としない小規模自治会や近い将来、限界集落に陥る自治会があり、まずは基本的な自治会組織として財政基盤と機能を再生・強化し、多様な人材を確保する取り組みとして、自治会の統合を推進していく必要がある。

2. 統合によって目指す自治会の姿

- ① 住民票を定めて地域に居住し、「絆の意思」を持つ住民が参画していること。
(例：地区公民館単位)
- ② 会の規約・自治会長等役員を有し、全員が参加できる総会を年 1 回以上開催していること。
- ③ 地理的にまとまった区域の住民が構成すること。更に小範囲の班を設置すること。
(例：地区公民館単位→自治会、旧自治会→班)
- ④ 加入は世帯単位として、50 世帯以上で自治会の加入率を向上することを目指すこと。
- ⑤ 会員の親睦、快適な環境の維持管理、会員相互の福祉・助け合いのために独自の事業に独自の負担で取り組んでいること。
(自主防災活動、集落内道路や公民館の清掃、伝統行事の維持、財産の管理、独居老人や子供の見守り活動など)
- ⑥ 住民と行政の距離を埋め、行政とのパイプ役として公共サービス等を補う自治会。
(町政運営に対する意見等の集約、会員への文書等の配布、各種申請等の取りまとめなど。)

3. 自治会統合を進める基準

項 目	重点地域	促進地域
戸 数	30 戸未満	30 戸以上 50 戸未満
人 口	50 人未満	50 人以上 100 人未満
高齢化率	50%以上	
壮年人口	10 人未満	10 人以上 40 人以下

4. 自治会再編に対する支援制度

- ① 自治会統合補助金の創設
・1自治会につき6万円（協議会設立時及び統合した初年度）
- ② 統合自治会の町補助金の補助率、補助金上限減額の増額

○集会施設等整備

	通常の場合	統合の場合
新築	一施設当たり事業費の 40%以内で補助金 300 万円を限度。 (他の補助事業と併用の場合は、100 万円を限度。)	一施設当たり事業費の 80%以内で補助金 600 万円を限度。なお、3 自治会以上の統合による場合、限度額を 800 万円。(他の補助事業と併用の場合は、300 万円、3 自治会以上の統合による場合は 600 万円を限度。)
増築及び改築	一施設当たり事業費の 40%以内で補助金 100 万円を限度。ただし、事業費が 10 万円未満の場合及び他の補助事業を受けて整備する場合対象外。継続して事業(補助金 100 万円以上)を実施する場合、補助金は、合わせて 100 万円を限度。	事業費の 80%以内、補助金 200 万円を限度とし、統合後 5 年以内 1 回限り。
集会施設の敷地の整備等	一施設当たり事業費の 40%以内で補助金 100 万円を限度。	事業費の 80%以内、補助金 200 万円を限度とし、統合後 5 年以内 1 回限りとする

○ 自治会簡易水道事業補助事業

	通常の場合	統合の場合
施設の創設及び改修工事	原材料費・工事請負費の 60%以内。	原材料費・工事請負費の 80%以内。 統合後 5 年以内 1 回に限り
調査費	調査費の 60%以内。	調査費の 80%以内。 統合後 5 年以内 1 回に限り
自然災害等に係る修繕	原材料費等の 60%以内。	原材料費等の 80%以内 統合後 5 年以内 1 回に限り

5. これからの自治会統合の進め方

- ・行政指導により、地区公民館を中心として自治会統合推進委員会(仮称)を設置し、協議等を行う。
- ・自治会統合補助金の再検討。